

# 池田小学校いじめ防止基本方針

指宿市立池田小学校

## はじめに

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定及び指宿市いじめ基本方針に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、子供の人権に関わる重大な問題であり、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

なお、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に取り組まなければならない。

### 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）

（定義）

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりするなど意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

## ア いじめの判断

- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条に基づいて設置する「池田小学校いじめ防止対策組織（以下：いじめ防止対策組織）」を活用して行う。
- 表面的・形式的にすることなく行う。
- いじめられた児童の立場で行う。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。
- 本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- いじめられた児童の主観を確認する際は、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- 児童の感じる被害性に着目し、けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。
- 行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえ適切に対応する。（例 インターネット上での悪口に、該当児童が気付かずにいる場合など）
- いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。（例 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じてしまった場合など）
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。

## イ 具体的ないじめの態様の例

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる
  - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる
  - ・ 「消える」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれや集団による無視をされる
  - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない
  - ・ わざと会話をしない
  - ・ 席を離す、避けるように通る
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる
  - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする
  - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される
- 金品をたかられる
  - ・ 脅されてお金や品物を要求される
  - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・ くつを隠される
  - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる

- ・ 人前で衣服を脱がされる
- ・ 脅されて万引き等をさせられる
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる
  - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする
  - ・ いたずらや脅しのメールを送られる
  - ・ SNSのグループからわざと外される

## (2) いじめの防止

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、本校では以下のような継続的な取組を行う。

- 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す活動
- 児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う活動
- 道徳科の授業や、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動
- 校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動
- 相談箱を置くなどして児童同士で悩みを聞き合う活動等
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む活動
- 未然防止の観点から、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり

特に配慮が必要な以下の児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- 発達障害を含む、障害のある児童
- 海外から帰国した児童や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童

- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

### (3) いじめの早期発見

(いじめの早期発見の措置)

第 16 条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

ア 「早期発見及び迅速な対応」のための留意点

- 教職員は、保護者、地域関係機関・住民等との連携を積極的に図り、児童のささいな変化に気付く力を高める。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくことから、早い段階からの確に関わりをもつ。
- いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知する。
- 「学校楽しいーと」や「SNSチェックシート」の質問紙を活用し、児童の心身の状態や交友関係の状況等を多面的に把握してアセスメントを行い、微かなサインを見逃さない。

イ 具体的な取組

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、教育相談やカウンセリング等の窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- 地域、家庭、関係機関と連携して児童を見守り、訴えや相談があった場合は、迅速に対応できるような体制を整える。

### (4) いじめへの対処

(いじめに対する措置)

第 23 条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告す

るものとする。

- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

#### ア いじめを確認した場合の対応

- いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- 学校の教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。  
(学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ防止対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反することを十分に理解する。)
- いじめを受けた児童、いじめたとされる児童の双方に事情を確認した上で、保護者と連携し、適切に指導する。
- 教育委員会への連絡・相談・報告や、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携を図り対応する。

#### イ いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。

##### 【いじめが解消している状態の要件】

- ① いじめに係る行為が止んでいること  
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。  
(「いじめの防止等のための基本的な方針」 文部科学省から)

- 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- 被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等

により確認する。

- 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

#### (5) 教職員の資質の向上

- ア 教職員がいじめの問題や子供に関わるための基本的な姿勢について、正しい共通認識をもち、適切な対処を行うことができるよう市及び県教育委員会が主催する研修等への積極的な参加を奨励する。
- イ いじめの未然防止のために、いじめ問題に関する各種研修（複数回）の機会の充実に努める。
- ウ 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上を推進する。

#### (6) 地域や家庭、関係機関との連携

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(関係機関等との連携等)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

- 学校運営協議会やPTA役員会等で、いじめの問題について協議する機会を設ける。
- いじめの早期発見のため、家庭生活における小さな変化を把握するよう、家庭との連携を図る。
- いじめを行った児童に対して根気強く毅然とした指導を継続して行っていくために、保護者の理解・協力のもと十分な連携を図る。
- 学校の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（教育委員会、警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携を図る。
- 学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

#### (1) 池田小学校いじめ防止基本方針（以下：学校基本方針）の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

#### ア 学校基本方針策定の趣旨

本校は、いじめの防止等のため、国や県、市の基本方針を参酌して学校基本方針を定め、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策組織）を中核として、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む体制を確立する。

#### イ 学校基本方針の内容

いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処など、いじめの防止等全体に係る内容を定める。

#### ウ 学校基本方針策定上の方針

- より実効性の高い取組を実施するため、必要に応じていじめ防止基本方針を見直せるよう P D C A サイクルを学校基本方針に盛り込む。
- 学校の取組を円滑に進めていくため、家庭や地域等と連携して取り組むことができるように配慮するとともに、児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。
- 策定した学校基本方針の内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童やその保護者に示すとともに、学校のホームページで公開するなどの工夫を行う。

#### (2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（以下：いじめ防止対策組織）の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### ア いじめ防止対策組織設置の趣旨

いじめは、学校が組織的に対応することが必要であるため、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、警察官経験者、その他学校運営協議会の委員、学校評議員や民生委員などの関係者が参加する組織を設置する。

#### イ いじめ防止対策組織の役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- 学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組について P D C A サイクルで検証する役割

- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割
- 学校基本方針に基づく取組を推進する役割
- いじめの疑いに係る情報があった時に，緊急会議を開き，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童へのアンケート調査や聞き取り調査などによる事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

#### ウ 情報の共有の必要性

本組織が，情報の収集と記録，共有を行うため，教職員は，ささいな兆候や懸念，児童からの訴えを，抱え込まずに全て本組織に報告・相談しなければならない。学校の特定の教職員が，いじめに係る情報を抱え込み，いじめ防止対策組織に報告を行わないことは，法第23条第1項の規定に違反し得るという認識をもたなければならない。なお，ささいな兆候や懸念にもあたらないと思われることであっても児童にとって重大な意味をもつ場合もあるので留意する必要がある。集められた情報は，個々の児童ごとに記録し，複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

#### エ いじめ防止対策組織の構成員

本組織は，校長，教頭，生徒指導担当，養護教諭，学級担任，市スクールソーシャルワーカーをもって構成する。また，事案の内容に応じて，学校医，警察官等も構成員の一員として参加を依頼する場合がある。

### (3) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

#### ア いじめの防止

いじめは，どの子供にも，どの学校でも起こりうることを踏まえ，全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。いじめの未然防止は，児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことが基本である。

また，集団の一員としての自覚や自信を育むことにより，いたずらにストレスに捉われることなく，互いを認め合える人間関係・学校風土をつくるとともに，教職員の言動が，児童を傷つけたり，他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方に細心の注意を払うことが大切である。

- 授業や学級活動，児童会活動等の特別活動等，全ての教育活動を通して，心の通う人間関係を築く。
- 学校の教育活動全体を通じ，全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。
- 児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え，積極的に相談するように指導する。
- 道徳科の授業を要として，児童生徒が，いじめ問題について主体的に考え，議論する活動を設定する。
- 校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動など，児童生徒の主体的な活動を支援する。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し，ストレスに適切に対処できる力を育む。
- いじめの傍観者とならず，いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

#### イ 早期発見



いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことから、教職員は、ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくことがあると十分に認識し、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく、積極的に認知することが大切である。

そのためにも、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む必要がある。また、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが大切である。

- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。
- 鹿児島県総合教育センター作成の「学校楽しいーと」や「SNSチェックシート」等のアセスメントを活用する。
- 「いじめ対策必携」（県作成）を活用した研修や事例研究を実施する。
- 県や市のスクールカウンセラーによる相談体制を周知する。
- 校内巡視等による日常的な見守りを実施する。
- 教職員の迅速な情報共有ができる体制を整備する。
- 日頃から家庭や地域と連携を図り、児童の示す変化を見逃さないようにする。

#### ウ 早期対応

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、特定の教職員で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ、即日、速やかにいじめ防止対策組織に報告し、学校において組織的に対応することが大切である。

なお、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ防止対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得るということを認識しなければならない。

- 法第22条に基づく「池田小学校いじめ防止対策組織」を中心に対応する。
- いじめの事実関係の把握を迅速に行う。
- いじめを受けた児童の安全確保及び支援を確実にを行う。
- いじめを行った児童への指導及び支援を確実にを行う。
- 対応の在り方及び指導方針に関する教職員間の共通理解を行うとともに、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 関係する児童の保護者への適切な情報提供を行う。
- 周りではやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめを行っていることと同じであることを理解させるとともに、いじめに気付いたらすぐに知らせるように指導する。

#### エ 家庭や地域との連携の強化

いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有することが大切である。

- いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための機会を設ける。
- いじめに係る相談をしやすい環境を整備する。
- いじめの事実があると思われた場合、関係する児童の保護者への適切な情報提供を行う。
- いじめを受けた児童又はその保護者に対して、スクールカウンセラーや専門機関と連携し心のケアに努める。
- いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（法第28条第1項第1号に係る事態）

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

〈重大事態と扱われた事例〉

これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ・ 殴られて歯が折れた。
- ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・ 複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。
- ・ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

- いじめを受ける児童の状況に着目して判断する必要がある。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

### (2) 重大事態への対応

#### ア 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会を通じて市長へ報告を行う。

#### イ 調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。なお、学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

#### ウ 調査を行うための組織

学校主体の場合は「池田小学校いじめ防止対策組織」、教育委員会主体の場合は「指宿市いじめ問題専門委員会」が調査する。

### (3) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為について、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- いつ（いつ頃から）
- 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 児童の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童から十分に聴き取り,その意向を確認しながら必要な対応を行う。
- 児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- 被害児童や情報提供者に被害が及ばないよう十分に配慮する。

イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童が入院又は死亡した場合）

- いじめられた児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- 迅速に当該保護者と今後の調査について協議し,調査（在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等）に着手する。
- 児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については,亡くなった児童の尊厳を保持しつつ,遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

#### (4) 心のケア

重大事態が発生した場合,関係のあった児童及び保護者が深く傷ついたり,学校全体の児童や保護者,地域にも不安や動揺が広がったりする。そのため,市及び学校は,調査と並行して,スクールカウンセラーや関係機関と連携し,児童や保護者への心のケアに努める。

- 被害児童に対しては,事情や心情を聴取し,当該児童の状況に応じた継続的なケアを行う。
- 被害児童が不登校となっている場合は,学校生活への復帰に向けた支援を行う。
- 必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。

### 3 調査結果の提供及び報告

#### (1) 適切な情報提供の責任

いじめを受けた児童及び保護者に対して,事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ,調査により明らかになった事実関係について,いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

#### (2) 調査結果の報告

調査結果について,学校は市教育委員会を通じて市長へ報告する。上記(1)の説明結果を受けいじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には,いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。

### 4 連携する機関及び連絡先

関係機関	電話番号
市教育委員会学校教育課	0993-22-2111
市教育委員会なのはな子ども支援センター	0993-22-2111
市健康福祉部地域健康課（家庭相談員）	0993-22-2111
県子ども総合療育センター	099-265-0005
県総合教育センター教育相談課	099-294-2792
県中央児童相談所	099-264-3003
鹿児島いのちの電話（社会福祉法人）相談室	099-250-7000
指宿警察署	0993-22-2110
指宿警察署池田駐在所	0993-26-2207
県警察本部（少年サポートセンター）	099-232-7869

### 第3 いじめの防止等に係る全体計画（具体的な取組）

学校教育目標
ともに学び（協働）思いやりあふれる（共生）池田の子
校 訓
やさしく かしく たくましく

生徒指導目標
児童一人一人の人間性を尊重し、児童のもつ可能性を最大限に発揮させ、社会環境によりよく適応させるとともに、個性の伸長と社会性を育てる。

いじめの防止等に係る重点目標
<p>1 いじめの実態把握と解消を目指し、全教育活動の中で、差別をなくし個人の尊厳と基本的人権を尊重する教育を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ いじめを許さない児童の育成</li> <li>◎ 差別を許さない児童の育成</li> <li>◎ 命を大切にする児童の育成</li> <li>◎ 豊かな心をもつ児童の育成</li> </ul> <p>2 人間の生き方を学ばせ、道徳的実践力を育てる教育を推進する。</p>

#### いじめの防止等に係る具体策

学校教育活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒指導の充実</li> <li>○ 人権・同和教育の充実</li> <li>○ 教育相談の充実</li> <li>○ いじめ防止推進委員会の計画的・効果的な実施</li> <li>○ 教科指導の充実</li> <li>○ 特別支援教育の充実</li> <li>○ 出欠状況の的確な把握と対応</li> <li>○ 道徳教育の充実</li> </ul>
職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめ防止に係る法令及びいじめ防止基本方針等の理解</li> <li>○ いじめの発見・認知・対応等に係る研修の実施</li> <li>○ いじめに係る定期的な実態調査及び分析の研修</li> <li>○ 生徒指導事例研修の計画的実施（講師招聘等）</li> </ul>
学級経営の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人一人を大切にする学級経営</li> <li>○ 友だちを思いやる心の育成</li> <li>○ いじめのない明るい雰囲気のある学級経営</li> <li>○ 楽しい授業と学力の向上</li> </ul>
PTA・地域社会との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学級PTA・PTA役員会の充実と信頼関係の構築</li> <li>○ いじめ防止基本方針の学校運営協議会での周知・評価・改善</li> <li>○ 学校便り・学級通信・学校ホームページ等による啓発</li> <li>○ 家庭教育学級の充実</li> </ul>
諸関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育相談機関等との連携</li> <li>○ 公民館長、池田駐在所・民生委員等との連携</li> <li>○ 指宿市教育委員会への報告・相談</li> <li>○ いじめ防止に係る資料の配布</li> </ul>

教科・領域及びその他の教育との関連	
教科指導	子どもがもっているよさや可能性を生かす学習指導を展開する中で、それぞれのよさを認め、達成感を味わわせ、自己実現を図るとともに、学級集団における自己の存在価値を認識させる。
道徳	生命の尊さに気付かせ、生命を大切にするとともに、思いやりの心を持ち自他の個性を認め合う態度を育てる。
特別活動	集団の一員として自覚を深め、互いに協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。
特別支援教育	子ども一人一人を大事にした教育を推進し、特別支援教育への理解と啓発に努め、思いやりの心を育てる。
人権・同和教育	人権尊重の精神に徹し、偏見や差別をなくしていこうとする意欲と実践力をもった子どもを育てる。

### ＜いじめの防止等に係る取組の年間計画＞

月	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	学校いじめ防止基本方針の周知 (職員・保護者・児童・地域等) 年間活動計画の確認(職員)	児童こころのアンケート(学級毎) 「学校楽しいと」① 子ども支援委員会①	「いじめ問題を考える」週間 心の教育の日		各教科・領域における指導計画 の確認 学級活動(情報モラル)	家庭訪問	学校基本方針の確認
5		子ども支援委員会②	心の教育の日		情報モラルに係るPTA研修会 (保護者向け啓発講座)		特別支援教育研修①
6		特別支援教育巡回相談① 子ども支援委員会③	心の教育の日		インターネット利用実態調査	教育相談月間(保護者)	生徒指導事例研修 人権司教育研修①
7	学校運営協議会での学校基本方針・ 活動計画・実態の説明 学校評価①		心の教育の日				
8							人権司教育研修②
9		県いじめアンケート 子ども支援委員会④	「いじめ問題を考える」週間 いじめ防止に係る参観授業 心の教育の日(いじめ・人権)				
10		特別支援教育巡回相談② 子ども支援委員会⑤	心の教育の日			教育相談月間(保護者)	
11	学校運営協議会での実態説明		心の教育の日			教育相談月間(保護者)	特別支援教育研修②
12	学校評価②	「学校楽しいと」②	心の教育の日	ひまわり集会 赤い羽根募金			
1		子ども支援委員会⑥	心の教育の日				
2	学校運営協議会での実態説明・評価	特別支援教育巡回相談③ 子ども支援委員会⑦	心の教育の日			教育相談月間(保護者)	人権司教育研修③ 年間反省
3	学校評価③ 次年度学校基本方針作成 次年度活動計画案作成		心の教育の日				

「遊ぼう」というと「遊ぼう」という。  
 「馬鹿」というと「馬鹿」という。  
 「もう遊ばない」というと「遊ばない」という。  
 そうして、あとでさみしくなって、  
 「ごめんね」というと「ごめんね」という。  
 こだまでしょうか、いいえ、誰でも。

金子みすゞ「こだまでしょうか」

わたしが両手をひろげても、  
 お空はちっともとべないが、  
 とべる小鳥はわたしのよう  
 に、  
 地面(じべた)をはやくは走れない。

わたしがからだをゆすっても、  
 きれいな音はでないけど、  
 あの鳴るすずはわたしのよう  
 に  
 たくさんのうたは知らないよ。

すずと、小鳥と、それからわたし、  
 みんなちがって、みんないい。



金子みすゞ「わたしと小鳥とすずと」